

公募要領

1. 事業名 平成30年度アジアにおける日本映画特集上映事業

2. 事業目的

日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化を図るとともに、日本映画のアジア諸国での上映機会を増加し、もって我が国映画の発展に資する。

3. 事業概要

日本の文化や社会を反映した多様な日本映画（アニメーションを含む）を上映する。その際には、開催国における日本映画の上映実態や実績を考慮して、適切なテーマの下に作品プログラムを設定するとともに、人材交流を目的としたイベントも構成した「映画祭」を実施し、映画を通して日本文化の理解促進を図る。

（1）事業内容

- ①平成30年度は、インドネシア、ミャンマー、インド、ロシアのうちいずれか一ヶ国において、平成30年11月頃から平成31年3月頃の間開催すること。
- ②主催者の一員として企画・運営（作品プログラムの設定、上映会場の調達、上映事業の実施、交流事業の実施等）を主体的に行い、平成29年度の事業内容、成果も踏まえて、若手を中心とした作品発表や人材交流の機会を提供し、人材育成にも資する内容とすること。
- ③事業に係る広報活動、上映作品の監督・出演者・プロデューサー等関係者による啓発活動を実施すること。
- ④海外上映の実績を生かし、各国際機関・関係機関と連携して実務を推進すること。
- ⑤次年度開催国候補に係る情報収集等を行い、文化庁に報告すること。

【参考】平成29年度実施概要（過去の報告書の閲覧を希望する場合は7（1）に記載の問合せ先に連絡すること。）

中国（北京、福州、成都）「日本映画週間」

会期・会場：北京 平成29年11月25日～12月10日（中国電影資料館）

福州 平成29年11月28日～12月3日（中瑞南華影城）

成都 平成29年12月9日～15日（峨影1958電影公園）

（2）事業計画

①企画制作事務

文化庁の政策意図をくんだ計画を実施するため、企画制作事務局を設置。文化庁と十分協議の上、事業を計画・推進する。海外側共催者等を確保し、その連絡業務及び日本国内調整作業を行う。また、上映においては海外側共催者等とともに円滑な運営を行う。

②上映事業素材の準備・制作、広報、普及啓発事業の準備・制作

上映素材の確保、契約、ローカライズ素材（現地語字幕入りフィルム・現地語字幕投影素材）、日本側広報製作物等の製作及び製作管理確認業務を行い、会期中は、現地上映事業実施会場等において、レセプション、交流会、シンポジウム等の交流・啓発事業を実施する。

4. 公募範囲

平成30年度アジアにおける日本映画特集上映事業にかかる業務

企画製作事務、上映事業素材の準備・制作、広報、普及啓発事業の準備・制作、その他実施に必要な事項

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術振興係

TEL: 03-5253-4111 (内線2083)

FAX: 03-6734-3815

e-mail: media@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出方法は、10部を郵送又は持参すること。

(郵送の場合)

- ・応募配達を証明できる方法により送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

(持参の場合)

- ・受付時間: 平日10時~18時(12時~13時を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ・電子データとして、CD-R又はDVD-R等(ファイル形式は、一太郎2013、マイクロソフトワード2010、マイクロソフトエクセル2010、マイクロソフトパワーポイント2010まで。PDFも可。)にて提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書(別紙様式1~3)

②事業実施主体の体制，財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）
（例 定款の写し，組織図，貸借対照表，収支決算書，関連事業の事業報告書等）

③誓約書

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は，その写し

⑤その他必要と思われる資料

（４）企画提案書の提出期限等

提出期限：平成30年4月19日（木）18時必着

提出先：上記（１）に示す場所

（５）その他

企画提案書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。

8. 企画提案書募集に関する質問の受付

質問は，下記により受け付ける。

受付先：7.（１）に同じ

受付期間：平成30年4月12日（木）18時まで

9. 採択数及び積算予算

採 択 数：1件

積算予算額：75,661,000円（積算する際の目安とすること）

10. 選定方法等

（１）選定方法

選定委員会において，提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（２）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（３）選定結果の通知

選定終了後，10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

11. 誓約書の提出等

（１）本企画競争に参加を希望する者は，企画提案書の提出時に，暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

（２）前項の誓約書を提出せず，又は虚偽の誓約をし，若しくは誓約書に反することとなったときは，当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（３）前2項は，支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

12. 契約締結

選定の結果，契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお，契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので，企画提案者の提示する金額と必ずしも一

致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. スケジュール

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ①公募開始 | 平成30年3月26日（月） |
| ②企画書提出締切 | 平成30年4月19日（木） |
| ③審査 | 平成30年4月中旬 |
| 選定及び事業計画書の提出 | 平成30年4月中旬頃 |
| ④契約締結 | 平成30年4月下旬頃 |
| ⑤契約期間 | 契約締結日から業務完了日または平成31年3月29日のいずれか早い日まで |

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。
(文化庁委託事業実施要領→<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)
- (2) 事業実施に当たっては、文化庁と十分な連絡調整を図り、契約書等に定めのない事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、文化庁担当官の指示に従うこと。
- (3) 文化庁が必要と認めるときは、締結する契約等に基づく手続の上、本事業に係る経費の一部又は全部を概算払いすることができる。
- (4) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることがある。
- (5) 本企画公募は、平成30年度予算及びその関連法案の成立を前提に行うものであり、それらの成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、停滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の精算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書等）
- ・銀行振込依頼書
- ・その他必要と思われる資料

企画案選定要領

平成30年3月26日
文化庁文化部芸術文化課

1. 選定方法

外部有識者等による企画案選定委員会（以下「選定委員会」）において審査を行う。委員は、提出された各企画案について評価を行い、提出された企画案ごとに、下記「3. 評価要素」について「大変優れている」（5点）、「優れている」（4点）、「普通」（3点）、「やや劣っている」（2点）、「劣っている」（1点）を採点表（別添）に付け、各企画案ごとの合計点を記入することとする。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

2. 選考実施日

平成30年4月中旬

3. 評価要素

（1）事業実施主体に関する評価

- ①業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ②事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ④財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

（2）事業内容に関する評価

- ①事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ②事業のスケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、委託者の意図と合致していること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性を有すること。
- ④提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること。（提案する実施手段・手法がほかの手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。）
- ⑤提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.0点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1.0点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

4. 企画案の決定

選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。

5. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画業者に伝え、改善を求めることがある。

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁内に設置する企画案選定委員会（以下「選定委員会」）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

[評価基準]

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

[最低評価基準]

18点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

1 事業実施主体に関する評価

- ①業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ②事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ④財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価

- ①事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ②事業のスケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、委託者の意図と合致していること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性を有すること。
- ④提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること。（提案する実施手段・手法がほかの手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。）
- ⑤提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.0点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1.0点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点